

静岡市地域総合整備資金貸付対象事業選定委員会設置要綱
(設置)

第1条 静岡市は、地域総合整備資金（以下「資金」という。）の貸付対象事業について、総合的にその必要性、優先順位等を審査するため、静岡市地域総合整備資金貸付対象事業選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、貸付対象事業に係る次に掲げる事項について審査する。

- (1) 地域振興への寄与
- (2) 市の総合計画との整合性
- (3) 事業の必要性及び公益性
- (4) 貸付対象者の財務状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、貸付けに関して必要があると認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には企画局企画部長を、委員には総務局行政管理部長、財政局財政部長、保健福祉子ども局福祉部長、経済局商工部長及び都市局都市計画部長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務局行政管理部長の職にある委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求めてその意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画局企画部企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。